

3島教ス第188号  
令和3年8月26日

島原市営平成町人工芝グラウンド指定管理者  
(一社)長崎県サッカー協会会長 殿村 育生 様

島原市教育委員会  
教育長 森本 和孝



文化・スポーツ施設におけるまん延防止等重点措置の適用  
及び県独自の緊急事態宣言の延長に伴う対応について

このことについて、8月27日から長崎県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受けるとともに、長崎県独自の緊急事態宣言が延長され、9月12日までの「県外との往来自粛」「外出自粛」などが引き続き要請されることとなっております。

つきましては、以上を踏まえ、教育委員会所管の指定管理施設(島原市営平成町人工芝グラウンド)を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

- 1 8月19日付3島教社第285号で協力を依頼していた期間(令和3年8月23日から9月6日まで)について、終期を9月12日(日)まで延長する。